

広島県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和五年六月五日までの間、縦覧に供する。

令和五年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道造賀八本松線	東広島市高屋町造賀五六九九番一地从先から東広島市高屋町造賀五六九八番四地先まで	令和五年五月二二日